

三朝町告示第48号

平成22年第5回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年5月25日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 期 日 平成22年6月10日

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞

藤 井 克 孝

吉 田 文 夫

福 田 茂 樹

遠 藤 勝 太 郎

平 井 満 博

松 村 修

横 木 文 雄

知久馬 二三子

山 田 道 治

杉 原 憲 靖

牧 田 武 文

○応招しなかった議員

な し

第5回三朝町議会定例会会議録（第1日）

平成22年6月10日（木曜日）

議事日程

平成22年6月10日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第2号 平成21年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 平成21年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について
（三朝町国民健康保険条例の一部改正）
- 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第2号 「スカッシュ・コート」の建設に関する陳情
- 陳情第3号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情
- 陳情第4号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第6 議案第55号 平成22年度三朝町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第56号 平成22年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第57号 平成22年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第58号 三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第2号 平成21年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 平成21年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 議会の委任による専決処分報告について

(三朝町国民健康保険条例の一部改正)

例月出納検査の結果報告について

日程第4 行政報告

日程第5 陳情の委員会付託

陳情第2号 「スカッシュ・コート」の建設に関する陳情

陳情第3号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情

陳情第4号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情

日程第6 議案第55号 平成22年度三朝町一般会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第56号 平成22年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第57号 平成22年度三朝町財産区特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第58号 三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

日程第10 議案第59号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

出席議員(12名)

1番 清水 成 眞

2番 藤 井 克 孝

3番 吉 田 文 夫

4番 福 田 茂 樹

5番 遠 藤 勝太郎

6番 平 井 満 博

7番 松 村 修

8番 横 木 文 雄

9番 知久馬 二三子

10番 山 田 道 治

11番 杉 原 憲 靖

12番 牧 田 武 文

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 遠 藤 英 臣 主幹 ————— 山 中 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田秀光	副町長	森脇光洋
会計管理者	松原茂隆	総務課長	朝倉聡
財務課長	大村哲也	税務課長	石井秀己
町民課長	山根智美	農林課長	山根猛昭
農業委員会事務局長	田栗幸人	企画観光課長	松浦弘幸
健康福祉課長	前田敦子	建設水道課長	岩山靖尚
総務課参事	平井文彦	教育委員会委員長	山本邦彦
教育長	山口博	教育総務課長	布廣覚
生涯学習課長	真嶋峰和	農業委員会会長	安藤雅啓
代表監査委員	和泉澤吉	国民宿舎事業管理者	知久馬孝紀

午前10時00分開会

○議長（牧田 武文君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第5回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局とも、ございません。以上報告いたします。

本日の議事日程はお手もとに配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牧田 武文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、藤井克孝議員、3番、吉田文夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（牧田 武文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から16日までの7日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から16日までの7日間

と決定いたしました。

7日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程表のとおりにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、7日間の日程は、日程表のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第2号、平成21年度三朝町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号、平成21年度三朝町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告について（三朝町国民健康保険条例の一部改正）について、報告を求めます。
吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 報告第2号及び報告第3号の2件の繰越明許費繰越計算書につきましては、いずれも平成21年度内での工事等の完成が見込めないとして、繰越明許費の議決を得て予算の一部を平成22年度に繰り越して完成させることとしました一般会計の12事業、並びに下水道事業特別会計の一事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、それぞれ繰越計算書を調整しましたので、同項の規定により、本議会に報告するものでございます。

次に、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告（三朝町国民健康保険条例の一部改正）につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、この法律の条を引用する三朝町国民健康保険条例の規定を整理するため、この条例の一部を改正しようとするものでございます。これは、議会の議決により、委任された事項の専決処分に関するものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げます。

よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（牧田 武文君） 進行いたします。例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成22年3月分、4月分の報告書が提出されておりますので閲覧願います。

日程第4 行政報告

○議長（牧田 武文君） 日程第4、行政報告を行いません。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 行政報告を申し上げます。

初めに、第2回日仏自治体交流会議が5月11日から13日まで、石川県金沢市で開かれ、日本からは三朝町をはじめ26の自治体が、フランスからは18の自治体が参加して友好を深めました。

この会議は、文化、経済、環境、社会の4分科会で構成され、本町は、経済分科会において、「温泉と医療が連携したラドン温泉健康保養リゾート事業」をテーマとして、三朝温泉現代湯治の取り組みを紹介するとともに、ヨーロッパ諸国の例に習い、国内においても温泉療法に医療保険が使えるようにすべきだと訴えたところです。本会議では、日仏自治体の持続的な発展に向けて自らの個性を保持しながら、互いに尊重し合うことの必要性を理解し、文化、経済、環境、社会の各分野において、問題の解消と持続的な発展に関する共通認識と、それらの実現に向けたプログラムの構築、展開に合意した金沢宣言を採択し、3日間の幕を閉じました。

次に、今月2日に、鳥取中部ふるさと広域連合議会定例会が開催され、連合長の石田耕太郎倉吉市長が、倉吉市谷の原石山採石場跡地での新斎場の建設計画を白紙に戻し、候補地を再選定される旨を表明されました。その後、倉吉市におかれましては、改めて新斎場の候補地の選定に努力されているようですので、本町としては当面その取り組みを見守りたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

日程第5 陳情の委員会付託

○議長（牧田 武文君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第2号、「スカッシュ・コート」の建設に関する陳情、陳情第3号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情、陳情第4号、子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情、この3件の陳情は、産業民生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第55号 から 日程第10 議案第59号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第10までの5件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第6から日程第10まで、すなわち議案第55号から議案第59号までの5件の議案を一括議題とするこ

といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第55号の平成22年度三朝町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正予算では、当初予算段階で事業が確定していなかったもの並びに当初予算から、国・県の事業との連携を図って見直しを行ったものを中心に措置しております。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、総務費では、ふるさと応援寄附金の寄附者の皆さんに感謝の気持ちを表するとともに、多くの方々に三朝町のファン（応援団）になっていただくことにより、三朝温泉の賑わいの創出、さらには観光振興を図ることを目指し、寄附金額の半額相当分の三朝温泉旅館利用券を贈呈する「特典サービス制度」実施することとして、新たにふるさと応援寄附金特別経費を措置することとし、このことにより増加する寄附金につきましては、財政調整基金として積み立てることとしております。

民生費では、定住自立圏の形成に関する協定書の中の子育て支援を充実する取り組みとして行う休日保育事業の委託費を新たに措置しております。

衛生費では、平成4年に本町に誘致し、長年にわたり医療行政に御貢献いただいている吉水医院の用地について、地権者の方、並びに吉水医師との間におきまして、一定の合意が整いましたので、地域医療確保対策補助金を増額補正いたしております。

また、女性特有のがんであります子宮頸がんの予防ワクチンの接種に係る費用の助成を、予防効果が高いといわれている中学生の女子生徒を対象に行うこととし、この経費を新たに措置しております。

農林水産業費では、緑の産業再生プロジェクト事業補助金として、新たに加谷地域での間伐事業が加わり、これに係る費用を計上しております。

商工費では、三朝温泉の活性化戦略に位置づける現代湯治とラドン温泉の多様な効果を啓発する事業として、ラドン温泉熱気浴施設活用事業費を措置しております。

また、環境に配慮した観光温泉地としてイメージアップを図るため、鳥取県のEVタウン推進事業と連携して、地球温暖化防止への取り組みを先駆的に行うこととし、三朝温泉街に電気自動車の急速充電器を設置するための関係費用を措置しております。

教育費では、国・県の事業認定を受けました、栄養教諭食育推進事業ほか4事業を新たに措置しております。

以上が歳出の主な概要でございますが、歳入につきましては、それぞれ事務・事業費に見合う国・県支出金等を予定措置し、所要の一般財源の調整を財政調整基金からの繰り入れで行ったものでございます。

債務負担行為につきましては、ふるさと応援寄附金の寄附者に対し贈呈します「三朝温泉旅館利用券」の使用に係る費用の負担について、新たに追加いたしております。

以上が今期補正予算の概要でございますが、歳入歳出それぞれ5,416万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を43億9,203万8,000円としております。

議案第56号、平成22年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業執行に要するシステム改修費を計上し、補正措置しようとするものでございます。

議案第57号、平成22年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、三徳財産区、並びに旭財産区におきまして、搬出間伐事業による収益金が確定しましたので、補正措置しようとするものでございます。

続きまして、議案第58号、三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第59号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、これまで慣例的に職員の給与から引き去りしていた職員団体の組合費や市町村共済組合の共済掛金を、地方公務員法の規定に基づき、条例で規定した上で引き去りするようしようとするものでございます。

以上5件の議案について、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第55号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第2号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第55号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今期補正予算では、歳入歳出につきましては、それぞれ5,416万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ43億9,203万8,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。債務負担行為の追加補正でございますが、提案説明にもありました、ふるさと応援寄附金の寄附者に対し贈呈します「三朝温泉旅館利用券」の使用に係る費用の負担につ

いて、平成23年度に使用される利用券に対しても費用の負担が生じますので、債務負担行為を新たに設定しようとするものでございます。

歳入につきましては、6ページから7ページにかけて、分担金及び負担金、国・県の支出金の補正額を掲げておりますが、それぞれ歳出事業に関連するものでございます。

7ページ中段の寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金を当初予算に対し、970万円の増額を見込んでの収入の補正としています。

基金繰入金につきましては、今期補正予算の税源調整としての財政調整基金からの繰入金、2,226万3,000円を増額したこと並びに補正事業に関連する基金の繰り入れについて調整しています。

次に、歳出予算につきまして、順を追って説明させていただきます。

9ページをご覧ください。中ほどの、総務費の諸費でございますが、集落公民館建設等補助金につきましては、大谷集落から公民館屋根の改修について補助申請がありましたので、これに要する額を計上しています。その下の地域振興対策費の三朝町地域運営組織活動支援事業につきましては、当初予算で町民パワーアップ交付金事業で予定をしておりました竹田地域協議会での特産品開発等の事業、並びに生活交通の検討事業が、新たに鳥取県中山間地域・広域的地域運営組織活動支援事業として承認されることになりましたので、三朝町地域運営組織活動支援事業として新規の予算措置をすることとし、あわせて次の段の町民パワーアップ事業の補助金額のこれに相当する額を減額しているものでございます。

ふるさと応援寄附金特別経費につきましては、提案説明にもありましたように、ふるさと応援寄附金の寄附者の皆さんに感謝の気持ちを表すとともに、多くの方々に三朝町の応援団になっていただくことにより、三朝温泉の賑わいの創出、さらには観光振興を図ることを目指し、寄附金額の半額相当分の三朝温泉旅館利用券を贈呈する「特典サービス制度」実施することとして、これに要する費用を措置しております。

10ページをご覧ください。民生費、児童福祉総務費に計上しました休日保育事業につきましては、平成22年3月議会において可決いただきました、定住自立圏の形成に関する協定書の項目として掲げております圏域における子育て支援を充実する取り組みとして行うこととし、これに要する委託費を計上しています。

続きまして、衛生費、保健衛生総務費では、吉水医院の用地取得について、地権者の方、吉水医師と協議を重ねてきましたが、用地を地権者の方から吉水医師が直接取得されるという方向で、一定の合意が整いましたので、これに要する費用を調整し、地域医療確保対策補助金として、増

額の措置をしています。

続いて、予防費の子宮頸がん予防対策費につきましては、女性特有のがん、子宮頸がんの予防として注目されています「HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン」が、日本国内では平成21年10月に認可されたところですが、ガン予防の唯一のワクチンでありながら接種費用が高額なことから普及していない状況を鑑みまして、ワクチンの接種について、町内に在住の中学生を対象に助成措置を行うこととし、関係費用について措置しています。

続いて、環境保全対策費、アスベスト処理対策費につきましては、鳥取県のアスベスト撤去支援事業補助金の交付を受け、町内の民間事業者が行うアスベストの含有量調査について補助金を交付する経費を計上しています。

11ページ、農林水産業費、農業委員会費につきましては、農業委員会交付金等交付要綱の改正に伴い、農地調整事務処理事業費並びに標準小作料改定事業費の農業委員会補助金が、農地制度実施円滑化事業費補助として組みかえられたことによる事業費の見直しを計上しています。

畜産業費では、肉用牛特別導入基金事業が終了しましたので、この基金の残額を国、県に返還する費用を計上しています。

農地費では、農業農村整備事業として計画していました水田の法面改修事業が同じく県の農地再生支援事業として承認される運びとなりましたので、これの組みかえを行うための所要の経費の調整を行い、予算措置をしています。

林業振興費、緑の産業再生プロジェクト事業補助金につきましては、新たに加谷地内で30ヘクタールの間伐事業の要望がありましたので、県補助金を用いての事業補助金を計上しています。

12ページをご覧ください。商工費、商工総務費では、三朝温泉の活性化戦略に位置付ける現代湯治とラドン温泉の多様な効果を啓発する事業として、鳥取県の緊急雇用創出事業の助成を受けて、ラドン温泉熱気浴施設活用について町内のNPO法人に事業委託して実施することとし、その費用を措置しています。

観光費の電気自動車急速充電施設整備事業につきましては、鳥取県のEVタウン推進事業と連携し、地球温暖化防止への取り組みを先駆的に行うこと、さらには環境に配慮した観光温泉地としてのイメージアップを図るため、三朝温泉街に駐車場に急速充電設備を整備することとし、必要な経費を措置しています。

土木費、道路新設改良費につきましては、片柴の町道改良及び牧の生活道路改良補助金について、所要の額を計上しています。

13ページから14ページに係る教育費についてでございます。提案説明にもありましたが、

国、県の助成が決定することに伴い、今期の補正予算に計上し事業を実施しようとするもので、栄養教諭を中核とした食育推進事業、発達障害を含む全ての障害のある児童生徒への特別支援教育を総合的に実施する、特別支援教育グランドモデル地域事業、新学習指導要領の完全実施に備える小学校での外国語活動にふさわしい授業を実施するための外国語活動推進事業、中学校の運動部において、専門的な技術指導ができる地域の人材を招聘する中学校運動部活動外部指導者派遣事業並びに中学校体育で平成24年度から必修となる、武道・ダンスを円滑に実施できるよう専門性の高い地域指導者を招聘する中学校武道必修化事業の5件の事業を予算措置しています。

図書館費では、本年2月に急逝されました徳田前教育長のご子息から、図書整備に役立てていただきたいとの寄附を受けましたので、図書等整備費を増額したところです。図書館施設特別経費につきましては、図書館の空調設備が老朽化してまいりまして、交換が必要となっている室外機の取りかえを含めた修理代を補正計上しています。

諸支出金の財政調整基金費の基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の増額を見込み、この増額部分を財政調整基金としているところです。

以上が、歳出予算の概要でございますが、これらにより不足が見込まれる一般財源2,226万3,000円につきましては、歳入予算の説明で申し上げましたように、財政調整基金の繰り入れの増額で調整しております。

以上が、平成22年度一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

○議長（牧田 武文君） 議案第56号、平成22年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、前田健康福祉課長。

○健康福祉課長（前田 敦子君） 議案第56号、平成22年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今期、補正予算では、歳入歳出につきまして、それぞれ112万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億5,712万1,000円とするものでございます。

歳出予算の補正内容につきましては、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置対応のためのシステム改修費、並びに短期被保険者証の交付の対象を、高校生世代以下の被保険者に拡大するためのシステム改修費を計上しております。これに対する財源としましては、国からの調整交付金及び予備費を減額して措置しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 議案第57号、平成22年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第 5 7 号、平成 2 2 年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、財産区会計のうち三徳財産区と旭財産区でございます。

歳入予算の補正につきましては、それぞれ 2 つの財産区で、基本財産林の搬出間伐事業を実施しているところですが、町行造林地における搬出間伐事業が終了し、それぞれの分収割合相当額が交付されることになりましたので、これを財産区会計に立木売払金として収入することとしています。

歳出予算の補正では、収入しました立木売払金を、土地使用者等収益権者交付金として、財産区の関係集落にそれぞれ交付する予算としています。

以上によりまして、三徳財産区勘定では、歳入歳出予算の総額に 1 7 9 万 8, 0 0 0 円を増額し、総額を 6 2 9 万 8, 0 0 0 円に旭財産区勘定では、歳入歳出予算の総額に 3 0 0 万 8, 0 0 0 円を増額し、予算の総額を、5 4 5 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

以上、簡単でございますが、平成 2 2 年度三朝町財産区特別会計補正予算（第 1 号）の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 議案第 5 8 号、三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、議案第 5 9 号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、朝倉総務課長。

○総務課長（朝倉 聡君） 議案第 5 8 号、三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。

この議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、三朝町職員の育児休業等に関する条例等について所要の改正をしようとするものでございます。

具体的には、子どもの出生の日から 5 7 日以内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても育児休業をすることができるようにしたいと考えています。また、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務制度について、その職員の配偶者の状況にかかわらず、これらの制度の請求をすることができるなどの改正を行いたいと考えております。

次に、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。これまで慣例的に職員の給与から引き去りしていた職員団体の組合費や市町村職員共済組合の共済掛け金を地方公務員法第 2 5 条第 2 項の規程に基づき、条例で規定した上で引き去りするため条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時32分散会
